

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

階 上 町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおり

2 促進計画の目標

1. 階上町地域

(1) 現況

本地域は、青森県の最東南端に位置し、南に標高740mの階上岳と麓に広がる丘陵地帯である。

夏季は「ヤマセ」と呼ばれる偏東風の影響で冷涼な気候となるが、冬季は太平洋型気候の特徴である小雪多照となる。

地域の農業は、畑作と畜産との複合経営が中心であり、ねぎや、ながいもを始めとする多様な野菜や、葉たばこの栽培や、養豚、養鶏が行われている。

近年、農村の過疎化、高齢化等により、遊休地等の増加し農道やかんがい施設等の農業用施設の維持や農用地の保全管理が困難になってきている。

また、本地域の全域が青森県の特認地域に指定されており、特に階上岳の後背地域である南西部は、水田が中心の中山間地域となっており、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組みを行うことが必要である。さらに、本地域のうち西部から中央部にかけて、国営土地改良事業により畑地かんがい整備が施され、畑作物が中心に生産されているが、近年の消費者ニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応することが必要である。

このことから、「多面的機能支払」「中山間地域等直接支払」「環境保全型農業直接支払」を総合的に実施して行く必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号、2号、3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	階上町農業振興地域農用地区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
②	階上町 田代、金山沢、晴山沢、 平内、鳥屋部、赤保内、 道仏地区	法第3条第3項第2号に掲げる事業
③	階上町 赤保内、角柄折地区	法第3条第3項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮対策促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

青森県特認地域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上、勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地

(エ) 町長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

田で 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地 8 度以上 15 度未満の農用地

(オ) 青森県知事が地域の実態に応じて指定する地域

(2) 集落協定の共通事項

- 1) 集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると町長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。
- 2) 協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると町長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、例えば、階上町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定められた者など地域の実情に合わせて町長が認定する者とする。

(4) その他必要な事項

設定しない